(内閣委員会)

成 年 後 見 \mathcal{O} 事 務 \mathcal{O} 円 滑 化 を図るため 0 民 法 及 び 家 事 事 件 手 続 法 \mathcal{O} 部 を 改 正する 法 律 案 衆 第

二一号)(衆議院提出)要旨

本 法 律 案 \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} لح お ŋ で あ る。

家 庭 裁 判 所 は 成 年 後 見 人 が そ \mathcal{O} 事 務 を行 うに 当 た 0 て 必 要 が あ る と認 \Diamond るときは、 成 年 後 見 人 \mathcal{O} 請 求

に ょ り、 信 書 \mathcal{O} 送 達 \mathcal{O} 事 業 を 行 う 者 に 対 L 六 笛 月 以 内 \mathcal{O} 期 間 を 定 \Diamond て、 成 年 被 後 見 人 に 宛 て た 郵 便 物

を 成 年 後 見 人 に 配 達 す ベ き 旨 を 嘱 託 す ること が で きる Ł \mathcal{O} لح る。

成 年 後 見 人 は 成 年 被 後 見 人 に 宛 て た 郵 便 物 等 を 受け 取 0 たときは、 れ を開 1 て 見ることが できる

のとする。

三、 成 年 後 見 人 は、 成年 被 後 見 人 が 死亡し た場 合 に お 1 て、 必 要 が あるときは、 成 年 被 後 見 人 \mathcal{O} 相 続 人 \mathcal{O} 意

思 に 反 することが 明 5 カ なときを除 き、 相 続 人 が 相 続 財 産 を 管 理することが で きる に 至るま で、 次 に 掲 げ

る 行 為をすることができるも のとする。 ただ し、 3 \mathcal{O} 行 為 をするに は、 家 · 庭 裁 判 所 \mathcal{O} 許 可 を得 な け れ ば な

らない。

箬

- 1 相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為
- 2 相 続財産 に属する債務 弁 済期が 到 来 しているものに限る。)の弁済

除く。)

3

その

死体

 \mathcal{O}

火葬

又

は埋葬に関する契

約

 \mathcal{O}

締結その

他相

続

財産の

保存に必要な行為

(1及び2の行為を

四、 この法律は、 公布の 日から起算して六月を経過した日 から施行する。